

通学区域外の学校を指定する場合の基準（学区外通学許可基準）

桑折町教育委員会

1. この基準は、桑折町立学校通学区域に関する規則第5条の規定に基づき、通学区域外の学校を指定（学区外通学許可）する場合の基準を示すものとする。

※ 第5条 教育委員会が特に必要と認める場合は、通学区域外の学校を指定することができる。

2. 通学区域外の学校を指定する場合は、保護者からの通学すべき学校の変更申し立てにより次の事由に該当する場合、それぞれの期間通学すべき学校の変更を認めることができる。

No.	その他の事情	許可期間	添付書類
1	他の学区へ転居したが、引き続き従前学校への通学を希望する場合（小学校5年生・中学校2年生以降の児童生徒）	卒業まで	（住民異動届確認）
2	他の学区へ転居したが、学期末のため引き続き従前校への通学を希望する場合	学年末まで	（住民異動届確認）
3	特別支援学級に入級を必要とし、指定校にその設置がない場合	入級から卒業まで	（就学指導票）
4	特別支援学級入級等の事由により通学区域外就学を認めた者の兄弟・姉妹が付き添いのため当該学校への就学を希望する場合	該当者の入級から卒業まで	実態調査
5	他の学区に住宅を新築、借家の関係のため、数ヶ月後に転居することが明らかで、先にその住所地の指定校への就学を希望する場合	約半年程度完成の日 転居の日	建築確認通知書写し 契約書写し
6	現在入居住宅の増改築工事のため一時的に転居し、完成後再入居するため従前の学校へ通学を希望する場合	約半年程度入居の日まで	再転居の場合期間等を明らかにする書類を添えて申し立てる
7	生徒指導上必要と認められる場合 （いじめ・登校拒否等）	必要と認められる期間	学校長の意見書
8	家庭環境等で、通学区域外就学を認める必要がある場合（離婚問題による別居・保護者の長期入院・行方不明等により居住地の指定校を希望する場合）	必要と認められる期間	教育委員会が必要とする書類
9	保護者が共働きのため、下校後親類知人宅等に児童を預ける時、その住所地の指定校を希望する場合。 （原則として放課後保育等には希望できない。）	卒業まで	在職証明 下校後の預け先証明書 宣誓書（放課後保育）
10	保護者が自営業等に従事しており放課後その児童が事業を営む店舗等へ下校するため、店舗のある学区への学校への通学を希望する場合	卒業まで	自営業従事申告書等 自営業の証明
11	通学区域の学校に就学することが、地理的要因から見て困難あるいは危険であることを考慮して通学区域外就学を認める必要がある場合	卒業まで	教育委員会が必要とする書類
12	公共事業のため移転したが、引き続き従前学校への通学を希望した場合（ただし、今後入学する弟妹には及ばない。）	卒業まで	教育委員会が必要とする書類
13	その他児童生徒の具体的事情により必要性が認められた場合	必要と認められる期間	教育委員会が必要とする書類

○学区外通学許可は、距離的に通学が可能と認める者・もしくは保護者が送迎できる場合のみについて許可する。

通学区域外就学承認願

平成 年 月 日

桑折町教育委員会 様

保護者 住 所

氏 名 ⑩

(連絡先 TEL — —)

桑折町立通学区域に関する規則第 5 条の規定により、下記のとおり通学区域外就学をさせたいので承認されますようお願いいたします。

児童生徒の氏名 (生年月日) 続柄	平成 年 月 日生 続柄
保護者氏名	
児童生徒の住所	
就学を指定された学校	
就学希望校	桑折町立 学校 第 学年
就学期間	平成 年 月 日より平成 年 月 日まで
理由	
備考	